

阿賀野市では、経済的に困りで教育費の支払いが困難なご家庭に、小・中学校でかかる費用の一部を補助する「就学援助制度」を設けて支援しています。

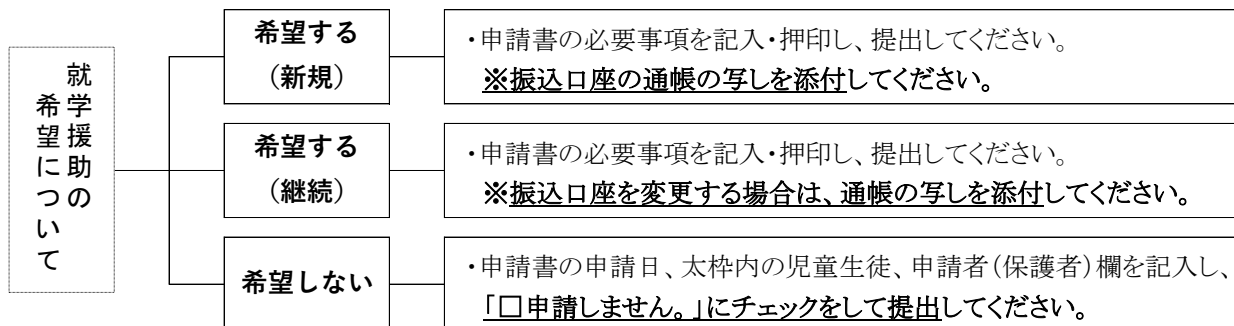
1 援助の対象となるご家庭 【以下の(1)～(11)のいずれかに該当する方】

- (1) 生活保護を受けている。
- (2) 生活保護を停止又は廃止されたが援助が必要な状態である。
- (3) 世帯全員の市町村民税が非課税である。
- (4) 市民税が減免されている。 } ※6月中旬に確定する税情報により判断します。
- (5) 固定資産税が減免されている。 ※4月に確定する税情報により判断します。新築による税の軽減ではありません。
- (6) 個人事業税が減免されている。 ※**個人事業税減免通知**の写しを添付してください。
- (7) 国民年金の掛金が減免されている。
- (8) 国民健康保険税掛金の減免、又は徴収の猶予を受けている。
※国保は7月中旬に確定する税情報により判断を行うため、1学期の支給日が8月となります。
- (9) 母子家庭等で児童扶養手当を受給している。 ※児童手当、特別児童扶養手当とは異なります。
- (10) 生活福祉資金の貸付を受けている。 ※**生活福祉資金貸付交付通知**の写しを添付してください。
- (11) (1)～(10)に該当しないが、急な災害や収入が不安定であるなど特別な事情があり生活が困窮している。

2 申請方法

**申請はお子さん1人につき1枚必要です。
希望の有無にかかわらず申請書を全員提出してください。**

(1) 申請書の提出



(2) 提出期限と提出先

- ◆ **在校児童生徒** 2月3日(金)までに学級担任へ提出
(小学校1年生～6年生、中学校1・2年生が対象です。)
- ◆ **新小学校1年生** 入学式の受付へ提出
(令和5年度の申請です。すでに新入学用品費の申請をした方も、改めて提出してください。)

就学援助の申請は、随時受け付けています。申請月(認定月)が支給の開始月となります。
※申請書は、学校または阿賀野市教育委員会(笹神支所)にあります。

3 認定結果の通知

5月以降の毎月末の教育委員会で審査を行い、「認定」・「否認定」を決定し、結果をご家庭へ通知します。
※認定の根拠となる項目により、結果通知が7月下旬となる場合があります。

4 支給時期

原則として学期ごとに3回に分けて、保護者指定口座へ振り込みます。(7月下旬・12月下旬・3月下旬)
※国民健康保険税は7月中旬に確定する税情報により判断を行うため、この要件に該当し認定を受けた方への1学期分の支給日は8月頃となります。
※学校諸経費に滞納がある場合は、援助金支給の趣旨から学校長の管理口座に振り込ませていただきます。

5 就学援助の内容

※国からの通知により内容、金額は変更する場合があります

援助費目	説明	支給額	
		小学校	中学校
学用品費	ノート・鉛筆等の購入費 ※月割で支給	11,630円/年 969円/月	22,730円/年 1,894円/月
通学用品費	通学に必要な靴・傘等の購入費 ※小学1年生・中学1年生は除く(新入学用品費を含む) 月割で支給	2,270円/年 189円/月	2,270円/年 189円/月
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	遠足・写生会等に係る交通費、見学科等	実費 上限1,600円	実費 上限2,310円
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	野外活動や宿泊行事に係る交通費、宿泊費、見学科等	実費 上限3,690円	実費 上限6,210円
新入学児童生徒学用品費	入学の際に必要なランドセルやカバン・通学用靴等の購入費 ※入学前支給を受けていない4月認定者に支給	54,060円	63,000円
修学旅行費	修学旅行の参加に必要な交通費、宿泊費、見学科等	実費	実費
部活動費 (初期費用)	中学1年生が部活動を始める際に必要な用具やユニフォーム等の購入費(初回入部時1回に限る) ※支給には領収書が必要		実費(学校指定品等上限あり)
P T A 会費	PTA活動に要する費用 (同一校に兄弟がいて、免除されている場合は対象外)	実費 上限3,450円	実費 上限4,260円
生徒会費	生徒会活動に要する費用		実費 上限5,550円
学校給食費	学校給食費	実費	実費
日本スポーツ振興センター 災害共済掛金	日本スポーツ振興センター災害共済掛金の保護者負担分 ※5月1日現在認定者	実費	実費
卒業アルバム代	卒業アルバム(DVD等含む)購入費	実費 上限11,000円	実費 上限8,800円
学用教材費等	基本教材やインフルエンザ予防接種の費用相当額を支給	市長が定めた金額	
医療費	学校での検診により治療の指示を受けた疾病(むし歯・結膜炎・中耳炎等)の治療費 ※学校から渡される「医療券」を持参して受診	医療費の個人負担分(通常3割)を市が医療機関に直接支払う	

【参考】援助を受けられる家族構成と基準額の例

世帯全員の所得が生活保護基準相当額の1.5倍以下の場合に認定となります。

世帯人数	家族構成の例	総所得額(世帯合算)の目安
2人家族	母(30代)・小学1年	229万円程度以下
3人家族	父(30代)・母(30代)・小学1年	269万円程度以下
	母(40代)・小学1年・小学6年	280万円程度以下
4人家族	父(30代)・母(30代)・保育園児(5歳)・小学2年	290万円程度以下
	父(40代)・母(40代)・小学3年・中学3年	311万円程度以下
5人家族	父(30代)・母(30代)・保育園児(5歳)・小学2年・小学4年	332万円程度以下
	父(40代)・母(40代)・小学3年・中学1年・高校1年	350万円程度以下
6人家族	父(40代)・母(40代)・小学5年・中学2年・祖父(70代)・祖母(70代)	372万円程度以下
	母(30代)・小学2年・中学3年・高校2年・祖父(60代)・祖母(60代)	388万円程度以下

上記の基準額は、家族構成や年齢等により各家庭で異なりますので、あくまでも申請の目安としてください。

※住民票が別であっても同じ建物に住んでいる方(祖父母やおじおば等)は同一世帯として審査を行います。

また、保護者が単身赴任等で住所地が異なる場合も同様です。

※所得とは、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、もしくは確定申告書の「所得金額合計」欄の金額です。上記の表と比較してください。認定は、個々の状況によって異なります。上記金額は認定を保証するものではありません。

※世帯の所得状況が確認できないと認定ができません。税法上の扶養親族以外で未申告の方は、所得の申告が必要です。

— 就学援助についてのお問い合わせ先 —

阿賀野市教育委員会 学校教育課 学事係 電話 0250-62-2790